

# 復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成25年1月1日より平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税（国税15%×2.1%=税率0.315%）が付加されることとなりました。

このため、平成25年1月1日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の解約・譲渡益や分配金の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

## お客様にかかる金融商品の税金（平成25年1月1日以降）

種類	税金	現在	平成25年1月以降
預金利息 公共債の利子	税率	20%	20.315%
	国税	15%	15%
	地方税	5%	5%
	復興特別所得税	—	0.315%
出資金の 配当金	税率	20%	20.420%
	国税	20%	20%
	地方税	—	—
	復興特別所得税	—	0.420%

※今後の改正等により、内容が変更となる場合がございます。

※お客様の個別具体的なケースにかかる税務上の取り扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。